



Yoshioka Town

# 町政News

## 申請

申請受付は9月30日まで

定額給付金の申請はお早めに！

定額給付金の申請手続きはお済みでしょうか？

まだ、手続きをしていない人は、お手元の吉岡町定額給付金申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、同封の返信用封筒で返送するか定額給付金窓口へご持参ください。吉岡町の申請書受付終了日は、**9月30日(水)** 当日の消印有効ですが、申請手続きは、できるだけお早目にお願います。申請書受付終了日までに申請がない場合は、定額給付金の受給を辞退したものとみなし、国に返還することとなります。

定額給付金の申請にあたり、ご不明な点については役場定額給付金申請窓口へお問合せください。

### ▼問合せ先

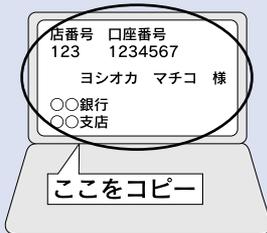
役場産業建設課産業振興室

☎ 54・3111

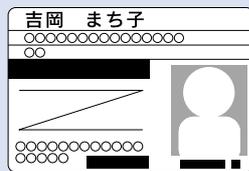
役場定額給付金申請窓口

☎ 30・5320

### 世帯主名義の通帳のコピー



### 身分証明書(本人確認書類)のコピー



### 申請書

申請書

---



---



---

申請時  
必要な物は…  
(世帯主)

## 入札経過・結果の情報

入札日 平成21年5月28日

工事等番号	工事・委託名	工事・委託場所	参加業者数	予定価格(税抜き)	落札金額(税抜き)	落札率	落札業者	主管課等
22	平成21年度 汚水処理施設整備交付金事業(吉岡町農業集落排水施設)小倉地区管路工21-1工事(単独)	吉岡町大字小倉地内	7社	7,070,000円	6,350,000円	89.8%	(株)大井組	上下水道課
23	平成21年度 町道住1号線測量設計調査業務委託	吉岡町大字北下地内	7社	1,300,000円	1,200,000円	92.3%	技研測量設計(株)	産業建設課
24	平成21年度 まちづくり交付金事業南下古墳公園地形測量業務委託	吉岡町大字南下地内	8社	1,550,000円	1,450,000円	93.5%	技研測量設計(株)	教育委員会
25	平成21年度 河川敷公園施設用備品(芝刈機 1台)	吉岡町大字漆原地内	3社	1,180,000円	909,000円	77.0%	中澤商事(株)	財務課

入札日 平成21年6月4日

工事等番号	工事・委託名	工事・委託場所	参加業者数	予定価格(税抜き)	落札金額(税抜き)	落札率	落札業者	主管課等
26	平成21年度 配水管布設替等工事実施設計業務委託(南下・陣場地区)	吉岡町大字南下・陣場地内	10社	1,500,000円	1,380,000円	92.0%	三水設計(株)	上下水道課
27	平成21年度 配水管布設替等工事実施設計業務委託(小規模工事)	吉岡町全域	10社	1,510,000円	1,360,000円	90.1%	協和設計事務所	上下水道課
28	平成21年度 配水管布設替等工事実施設計業務委託(北下地区)	吉岡町大字北下地内	10社	830,000円	760,000円	91.6%	株式会社明水設計	上下水道課



## 福祉 申請はお早めに 福祉医療費制度

「子ども」「重度心身障害者（高齢重度障害者を含む）」「母子および父子家庭等」を対象に、保険医療費の自己負担分を助成します。

県内の医療機関にかかる場合、健康保険証と「福祉医療費受給資格者証」を提示すると、自己負担が無料になります。対象者および申請に必要なものは、表（福祉医療費制度の概要）のとおりです。

申請した日から該当となりますので、お早めに申請してください。

### 母子家庭の皆さんへ

福祉医療費制度の「母子および父子家庭等」に該当する人は、福祉医療費受給資格者証を交付します。7月31日（金）までに申請してください。

なお、現在該当の人は、7月中に通知を発送します。

### ▼資格要件

・18歳未満の子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）を扶養している母子・父子

### 家庭

・18歳未満で父母のいない子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）

\*いずれも前年度所得税が非課税の人。なお、事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当なりません。

### ▼申請に必要なもの

- ①健康保険証②印鑑③1月1日以降に転入した人は、平成21年度の所得の証明書（平成20年度の所得と控除がわかるもの）④戸籍謄本（吉岡町に本籍のある人は不要）

### 重度心身障害者と福祉医療受給者証をお持ちの皆さんへ

現在お持ちの受給資格者証の有効期限が7月31日で満了となりますので、更新の手続きが必



要になります。7月中に更新の通知を送付しますので、手続きをお願いします。

### 公費負担者番号の導入に伴う受給者番号の変更について

群馬県では福祉医療受給資格者（子ども、重度心身障害者、母子家庭等）について、本年8月診療分から公費負担者番号の導入を開始します。（後期高齢者医療被保険者については実施済。）

吉岡町は、重度心身障害者および母子家庭等については8月1日から、中学生以下の子どもについては10月1日から受給者番号の変更を行います。受給中の人的については、申請の手続きは必要ありませんが、新しい受給資格者証を送付しますので、受診の際は新しい受給資格者証を提示してください。

▼問合せ先 役場健康福祉課 保険室 ☎54・3111（内線156）

## 福祉医療費制度の概要

区分	対象者	申請に必要なもの
子ども	0歳～中学校3年生まで	・健康保険証 ・印鑑
重度心身障害者 (高齢重度障害者含む)	障害年金1級	・障害年金証書 ・健康保険証 ・印鑑
	身体障害者手帳1・2・3級 ※3級は入院のみ	・身体障害者手帳 ・健康保険証 ・印鑑
	療育手帳A判定	・療育手帳 ・健康保険証 ・印鑑
	特別児童扶養手当1級	・特別児童扶養手当証書 ・健康保険証 ・印鑑
母子・父子家庭等	障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療適応者 ※精神通院のみ	・自立支援医療受給者証(精神通院) ・健康保険証 ・印鑑
	・18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭 ・両親のいない児童(18歳未満) ※所得税非課税者	・健康保険証 ・印鑑 ・戸籍謄本 ・所得課税証明